

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 25 年 1 月 日
厚生労働省

「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階で具体的なものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 高年齢者等雇用支援業務

(1) 年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けた支援の強化

事業主等に対する相談・援助等の実施については、年齢にかかわらず働ける企業の実現に重点を置き、これをサポートするための企業診断システム等実践的支援ツールの開発、高年齢者雇用アドバイザーの相談スキルの向上のための研修内容の再構築、人事労務管理や雇用環境整備に関する給付金の活用を組み合わせ、高年齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助の充実を図るものとする。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成

生涯現役でいることについての意義・重要性や諸施策などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた国民的な気運を醸成するための国民運動を推進する一環として、シンポジウムの開催、好事例の選定・表彰等を行い、経済団体等とのネットワークにより効果的な周知・啓発を図るものとする。

2 障害者雇用支援業務

(1) 地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する体系的支援プログラムの全国実施

発達障害者に対する支援の充実・強化を図るため、障害者職業総合センターが開発した「ワークシステム・サポートプログラム」に加え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネットワークの構築」に係るノウハウを有機的に組

み合わせた「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国実施するものとする。

(2) 障害者職業能力開発校における訓練ノウハウの開発・普及の取組の強化

職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び職業能力開発校。以下、同じ。）における職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）等向け訓練コースの設置の検討を促すための訓練場面の見学や指導体験機会の提供等により構成するプログラムの実施及び特別支援障害者等向け訓練コースを新たに設置等する職業能力開発校の職業訓練指導員を対象としたOJT方式による指導技法等の直接的な提供と当該校への訪問等による助言の実施により、職業能力開発校での特別支援障害者等受入の促進に係る取組を強化するものとする。

(3) 障害者雇用納付金制度の適用対象事業主の拡大に向けた対応

平成27年4月から障害者雇用納付金制度の適用対象企業が拡大（200人超企業→100人超企業）することを踏まえ、地域の経済団体、業界団体等に対する協力要請や新たに対象となる中小企業への個別訪問等による周知・啓発を実施し、中小企業等における障害者雇用の促進を図るものとする。また、障害者雇用納付金徴収業務については、現行の収納率目標（99%以上）の水準を目指すとともに、それに向けた適正な制度運営を行うものとする。

3 職業能力開発業務

(1) 産業構造の変化や技術革新等に対応した効果的な公共職業訓練の展開

離職者訓練・在職者訓練については、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効果的な訓練の実施と訓練コースの見直しを行うものとする。また、地域ニーズも踏まえ、成長が見込まれる環境・エネルギー分野等新しい分野に関連したものづくり分野の訓練コースの開発に取り組むものとする。

高度技能者養成訓練については、産業構造の変化や技術革新等に対応した訓練コースの見直しを進め、効果的な人材養成に取り組むとともに、共同研究等を通じた産学連携や大学等関係機関との連携強化を図る等、広く地域社会に開かれた施設運営に取り組むものとする。

(2) 指導員養成訓練の見直しの実施

職業訓練指導員養成については、職業訓練指導員を養成するハイレベル訓練（仮称）の創設、及び現職の職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練の段階的な拡充を行うとともに、産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズに対応した訓練カリキュラム・職業訓練技法の開発・普及の強化等に取り組むものとする。

(3) 求職者支援制度に基づく訓練認定業務等の的確な実施

求職者支援訓練として認定すべき職業訓練を適切に認定するとともに、訓練実施機関に対し、認定申請の際の相談・助言及び訓練開講後の定期的な調査を実施するものとする。

(4) 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上に向けた対応

民間教育訓練機関における人材のスキルアップのための取組等を検討し、民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上を支援するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 本部の業務運営体制の再構築

機構は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、平成23年10月1日に廃止された独立行政法人雇用・能力開発機構の一部の業務（職業能力開発業務等）を承継し、新法人として発足したものであり、24年4月1日現在、本部機能は千葉市に集約化されている。

組織の統合に伴い、本部の管理部門の運営体制については、部署の統合及び人員の削減が一定程度進んでいるものの、業務部門の運営体制については、ほぼ統合時のままの体制が維持されており効率化が進んでいない状況にあるとの指摘がある。

このため、本部の管理部門については、旧雇用・能力開発機構との組織の統合時の人員のスリム化（▲20名）に加え、更に統合後3年以内に▲19名の人員のスリム化に取り組むものとする。また、本部の業務部門については、雇用促進住宅及び職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等の地方公共団体への譲渡等が進むことや高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置期間の経過とともに段階的に業務量の減少が見込まれる部門も見られることから、次期中期目標期間中に、これらの部門を含め業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう本部の業務運営体制を再構築していくものとする。

2 地方組織の管理事務処理体制の効率化

地方組織については、管理系システムの統合等と併せ、高齢・障害者雇用支援センター、職業訓練支援センター等の管理事務処理体制の一元化により、運営体制の効率化を図るものとする。

3 地方施設の整理、統合

機構の地方施設については、組織の統合後も、旧2法人の施設の多くが従来のまま存続しており、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が散在しているとの指摘があることから、より効率的・効果的な業務運営体制を構築するために、以下の各地方施設について都道府県への移管や整理・統合を進め、その具体的な取組を次期中期目標に明記するものとする。

なお、厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、機構が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大

学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

- ② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。
- ③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。

(2) 整理・統合を進める他の地方施設

地方施設の整理・統合を進めるに当たっては、利用者のニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ、高齢・障害者雇用支援センター及び職業訓練支援センターのほか、高齢・障害者雇用支援センターを併設していない地域障害者職業センターを含めて幅広く検討するものとし、次期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の地方施設が設置されている状況を可能な限り解消するものとする。

第3 資産・運営の見直し

1 不要資産の国庫返納

- (1) 職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地については、平成25年度以降に売却し国庫納付するものとする。
- (2) 譲渡が完了した雇用促進住宅については、国庫納付するものとする。
- (3) 職員宿舎については、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づき、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後5年を目途に廃止等の措置を講じるとともに、国庫納付が可能な場合には、売却等の手続きを行い国庫納付するものとする。

2 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入による基幹ネットワークシステム保守・運用管理経費の節減

機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施し、経費の節減に努めるものとする。

【契約期間：H29年4月～H34年3月の5年間（予定）】

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成 23 年度決算検査報告」（平成 24 年 11 月 2 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1 から 3 までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。